

海南自由貿易港知識產權保護條例

2022年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

海南自由貿易港知識産権保護条例

(2021年12月1日付けの海南省第6期人民代表大会常務委員会第31回会議にて採択された)

第一章 総則

第一条 知的財産権保護を強化し、革新の活力を奮い立たせ、ビジネス環境を最適化させ、国際一流レベルの知的財産権保護ハイランドづくりを図るために、『中華人民共和国海南自由貿易港法』の規定に基づき、関連法律、行政法規の基本的原則に従い、海南自由貿易港の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 本条例でいう知的財産権とは、権利者が法律に基づき次の各号に掲げる客体について享有する専有権を指す。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 営業秘密
- (六) 集積回路配置図設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律に定めるその他の客体

第三条 海南自由貿易港は、知的財産権保護業務を展開する際に、全面保護、厳格保護、平等保護、法により保護、協同保護の原則に従い、国際の先進的な標準にベンチマーキングし、体制メカニズムを革新し、完備な制度及び高効率的な運営を備える知的財産権保護システムを建設しなければならない。

第四条 県レベル以上の人民政府は、知的財産権保護業務の組織リーダーを強化し、知的財産権保護業務を国民経済及び社会発展企画に納入し、知的財産権保護審査評価制度を建設・完備しなければならない。

県レベル以上の人民政府は、知的財産権保護業務の調整メカニズムを建設・完備し、知的財産権の重大な政策を検討・制定し、知的財産権業務の中の重大な問題を調整・解決しなければならない。

第五条 県レベル以上の人民政府の知的財産権行政主管部門（以下、「知的財産権主管部門」と略称する）は、本地域の知的財産権保護業務に対する組織実施及び統括調整の職責を履行する。

著作物、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示、営業秘密、集積回路配置図設計、植物新品種等知的財産権具体的な管理部門（以下、「知的財産権具体的な管理部門」と略称する）は、各自職責範囲以内の知的財産権保護業務を法律に基づき履行する。

発展と改革、工業と情報化、商務、科学技術、財政、公安、司法行政、金融管理、税関等部門、各自職責に従い知的財産権保護関連業務を連携完了する。

第六条 県レベル以上の人民政府及び関連部門は知的財産権法律、法規及び知的財産権知識宣伝教育普及業務を強化し、社会全土で知的財産権を尊重・保護する意識の高めを促進しなければならない。

マスメディア及び社会パブリックを、知的財産権保護公益宣伝を展開し、知的財産権の違法行為に対して輿論の監督を行うよう励ます。

第七条 県レベル以上の人民政府は、財政、税収、金融、産業、科学技術、文化、貿易、人材等政策を総合的に運用し、知的財産権イノベーションを励まし、企業を主体とし、市場を方向とする高品質のイノベーションメカニズムを完備しなければならない。

第八条 海南自由貿易港三亜崖洲湾科学技術城が国際通行規則と繋がる知的財産権システムを建設するようサポートし、南繁育種と深海科学技術等分野での国際合作を促進し、海南特色を持ち、国際認知度が高い、知的財産権ビジネス環境が一流である海南自由貿易港知的財産権保護と運用先行区を建設する。

第二章 行政保護

第九条 知的財産権具体的な管理部門は、インターネット、ビッグデータ、ブロックチェーン、クラウド・コンピューティング、人工知能等現代情報技術を利用して、知的財産権紛争のインターネット上処理メカニズムを建設して、根源の追跡、即時監督、オンライン識別、インターネット証拠保全、統計分析、追跡と早期警告等技術手段を運用し、知的財産権侵害行為を厳しく打撃しなければならない。

第十条 自然人、法人及び非法人組織が著作物を自ら登録するよう励ます。

版權部門は、インターネット著作物保護を強化し、法律に基づきインターネット権利侵害海賊版行為の取り締まりをしなければならない。

第十一条 省知的財産権主管部門は、国家関連規定に基づき、新世代情報技術、石油化学工業新材料、現代生物医薬、南繁育種、深海科学技術、航空宇宙科学技術等重点発展産業及び戦略性新興産業に専利優先審査通路を提供しなければならない。

省知的財産権主管部門は、優勢産業クラスターにおいて知的財産権保護センターの建設を促進し、

快速審査、快速権利確認、快速権利維持サービスを展開し、知的財産権権利者及び関連権利者の権利維持コストを減少する。

第十二条 知的財産権主管部門は、知的財産権品質ナビゲーションを強化し、自然人、法人及び非法人組織を法律に基づき商標登録の出願及び専利出願を引導し、法律に基づき使用を目的としない悪意ある商標登録の出願及び保護・イノベーションを目的としない非正常な専利出願行為に対する取り締まりをしなければならない。

知的財産権代理機構は、委託者が上記に規定された悪意ある商標登録の出願や非正常な専利出願行為を持つことを知りながら又は知るはずである場合には、当該委託を受けてはならない。

第十三条 営業秘密侵害に関する行政案件の取り締まりの中に、営業秘密の権利者は初歩的な証拠を提供し、当該主張される営業秘密に対してすでに秘密維持措置の実施を証明し、且つ営業秘密が侵害されたことを合理的に表明すれば、知的財産権具体的な管理部門は、権利侵害被疑者が権利者の主張が営業秘密に所属しない又は営業秘密を侵害する行為が存在しないということを証明するよう要求することができる。

第十四条 知的財産権具体的な管理部門は、植物新品種権利保護範囲及び保護要件を拡大し、エッセンシャル派生品種への保護を強化し、育種のイノベーションを励まし、植物新品種の保護レベルを上げなければならない。

第十五条 知的財産権具体的な管理部門は、関連部門と連携して、漢方薬、老舗、無形文化遺産、伝統知識、民間文芸及び少数民族文化等知的財産権の創造と保護のため指導及びコンサルティング等サービスを提供し、知的財産権関連権利者が著作物登録、専利出願、商標登録、営業秘密保護等方式及び保護規則を利用するよう引導し、知的財産権権利者の合法的な権利と利益を保護しなければならない。

第十六条 知的財産権具体的な管理部門は、関連部門と連携して、新技術、新産業、新業態、新モデルの知的財産権保護規則を建設・完備し、必要なトレーニング及び指導を提供し、イノベーションの成果への知的財産権保護を強化しなければならない。

第十七条 海南自由貿易港は、法律に基づきデータ収集、貯蔵、加工、使用等活動の中に形成した知的財産権を保護する。知的財産権具体的な管理部門は、データ関連の知的財産権取引プロポーザルを建設・完備し、市場主体がデジタル製品の製造・販売等フル産業チェーンにおいて知的財産権コンプライアンス経営と権利侵害リスク防止を指導する。

第十八条 知的財産権具体的な管理部門、商務部門は、貿易促進機構及び関連業界組織等と連携して、知的財産権涉外リスク防止コントロールシステム及び越境権利維持支援メカニズムを建設・完備し、市場主体に対して海外知的財産権権利維持支援の指導を拡大し、市場主体が貿易、投資等活動を展

開する時にタイムリーに早期警告及び対応サービスを提供しなければならない。

第十九条 省知的財産権主管部門は関連部門と連携して、技術調査官制度を設け、技術調査官を備え、専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピューターソフト等分野で行政裁判、行政法的執行、調停、仲裁、訴訟と権利維持支援の面で専門的な技術支持を提供しなければならない。技術調査官は、派遣され又は委託されて、知的財産権の案件処理活動に参加し、案件に係る技術問題について提出した技術調査意見が技術事実を認定する参考になる。

第二十条 税関は、法律・行政法規の規定に基づき、国境の法的執行と国境内の法的執行の繋がりを強化し、国境外と海南自由貿易港との出入国のエリア、島全土封鎖運営後海南自由貿易港から内陸部に入るエリア及びその他の税関の監督管理の担当地域において、貨物関連の特許権、商標専用権、著作権及び著作権関連の権利等知的財産権への保護を実施する。

第三章 司法保護

第二十一条 知的財産権具体的な管理部門と公安機関、人民検察院、人民法院は、知的財産権の行政法的執行と刑事司法との連携を強化し、行政機関と司法機関との情報共有、事件移送、調整・協力、監督制約、責任追及など業務メカニズムを建設・完備し、知的財産権犯罪被疑事件が法律に基づきタイムリーに司法プロセスに入ることを確保しなければならない。

人民法院、人民検察院、公安機関は法律に基づき知的財産権保護の職責を履行し、知的財産権犯罪行為への打撃を強化し、チェーン式、産業化の知的財産権犯罪を重点的に打撃しなければならない。

人民法院、人民検察院、公安機関は関連規定に基づき知的財産権刑事案件の立件、追訴及び裁判標準を統括し、且つ社会に公開しなければならない。

人民法院、人民検察院は、知的財産権紛争特徴と傾向への分析を強化し、典型的な事例の発表、類似案件対応案内の編集、司法提案の提出、検察に対する提案等方式を通じて、市場主体、行政部門、業界協会、科学研究機構等にガイドラインを提供する。

第二十二条 公安機関は、法律に基づき知的財産権犯罪案件を処理し、知的財産権具体的な管理部門が関連行政法的執行業務を展開するようサポートしなければならない。要望に応じて関連規定に基づき重大な犯罪被疑の知的財産権行政案件の対応に事前介入することができる。

第二十三条 人民検察院は知的財産権民事、行政、刑事案件に対する法律監督を強化し、法律に基づき知的財産権公益訴訟業務を展開しなければならない。

第二十四条 人民法院は知的財産権民事、行政、刑事案件審査裁判「三合一」改革を推進し、技術調

査官、専門家陪審員、専門家アシスタント、技術コンサルティング及び鑑定等知的財産権多様化技術事実査証メカニズムを構築し、知的財産権紛争特別招聘調停制度を完備しなければならない。

人民法院は知的財産権案件の訴訟プロセスが煩雑と簡略を分けるよう推進し、挙証責任の配分を強化し、当事者がブロックチェーン、電子データプラットフォーム等第三者証拠保全方式を充分に利用する上、証拠を収集・固定するよう励まし、知的財産権審査裁判の品質と効率を高めなければならない。

第二十五条 人民法院は知的財産権の権利侵害損害賠償制度を完備し、知的財産権の市場価値、権利侵害者の主観過失及び権利侵害行為の維持時間、影響範囲、結果の嚴重程度等要素を総合的に考慮し、賠償金額を合理的に確定しなければならない。知的財産権の処罰性の賠償制度を正確に適用し、重なる権利侵害、故意的な権利侵害及び大規模的な権利侵害に対する処罰性の賠償を拡大し、法律に基づき知的財産権を嚴重的に侵害する行為を処罰処理しなければならない。

第二十六条 人民法院は法律に基づき涉外知的財産権案件を公正的に審査処理し、国内外の権利者の合法的な権利利益を平等的に保護し、国際貿易関連の重大な知的財産権紛争を適切に処理し、法律に基づき国際並行訴訟を適切に処理し、案件の裁判が関連国際公約と国際慣例に合うよう確保する。

人民法院は国際司法連携と交流合作を推進し、越境文書の伝達と調査・証拠捜し等プロセスの簡素化を図り、ウィンウィン関係を基礎に外国法院民事商事裁判を互いに承認し執行するルートと方式を探らなければならない。

第二十七条 海南自由貿易港知識産権法院は、海南自由貿易港知的財産権保護と適応する案件管轄制度と調整メカニズムを建設し、植物新品種、肝心な核心技術、重点分野、新興産業等に対して知的財産権の司法保護を強化しなければならない。

第二十八条 省知識産権主管部門は人民法院、仲裁機構と連携して、知的財産権の権利確認と知的財産権の権利侵害紛争の処理プロセスの調整を強化し、知的財産権の無効宣告プロセスと知的財産権の権利侵害紛争の行政裁判、民事権利侵害訴訟、仲裁プロセスの連携メカニズムを建設・完備しなければならない。

第四章 社会コーポレートガバナンス

第二十九条 非同一又は非類似の商品やサービス使用について登録していない商標が、中国でまだ登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、海南自由貿易港の中でその使用を禁止する。

第三十条 登録した商標を使用した商品について、商標登録者又はその登録した商標の使用への認可が得た単位、個人は販売後、当該商品の関連登録商標に関する使用が当該登録商標の顕著な特徴又は名誉に損害をもたらす場合を除き、あらゆる単位又は個人は海南自由貿易港の中に当該商品を輸入、販売、使用できる。

国境外商標が登録された商品が海南自由貿易港において加工かつ直接輸出されることを認可するが、但しこの原因で商品の根源混同又は公衆を誤認させる場合を除く。

第三十一条 地理的表示を侵害する下記行為を禁止する：

(一) 地理的表示又は製品の説明を通じて、公衆を製品が保護された地理的表示産地の範囲から得たと誤認させる場合。

(二) 産地範囲以外の同一又は類似製品で保護された地理的表示若しくは意味記、音声記、文字記、又は同時に「類」、「型」、「式」、「倣」等使用して表す場合。

(三) 許諾を得ずに、勝手に製品に地理的表示専用標識を使用する場合。

(四) 製品に地理的表示専用標識と似ている標識を使用し、公衆を地理的表示専用標識だと誤認させる場合。

(五) 本条の第(一)項から第(四)項まで地理的表示を侵害する製品を販売する場合。

(六) 法律、法規に定める他の行為。

第三十二条 海南自由貿易港で展示、取引等展示会活動を開催する場合、展示会主催者は出展者が他人の知的財産権を侵害していないコンプライアンスの書面承諾又は知的財産権関連証明文書を提出するよう要求しなければならない。要求により提出しないなら、展示会の主催者はその展示会関連活動の参加を認可してはならない。

展示会の主催者は展示会の規模、期限等状況に基づき、自ら又は仲裁機構、業界組織、知的財産権サービス機構等と展示会知的財産権紛争処理機構を設けることができる。

出展項目は権利者より書面材料を提出して権利侵害を申告される場合、展示会主催者は出展者が限定時間以内権利侵害しない証明を提供するよう要求しなければならない。出展者が提供しない場合、展示会主催者は出展者が当該出展項目を撤収するよう指示しなければならない。当該項目を撤収できない場合、展示品を覆い隠す等方式を採用して処理しなければならない。

知的財産権具体的な管理部門は、出展者の権利侵害行為が成立したと認定する場合、展示会主催者に対して出展者に権利侵害行為を即ち止めさせるよう指示しながら、法律に基づき処理するよう通知を出さなければならない。

第三十三条 電子商取引プラットフォームの事業者は知的財産権保護のための内部管理制度と権利

侵害苦情の迅速な処理メカニズムを確立し、知的財産権の具体的な管理部門と協力して知的財産権紛争の処理と違法行為の取り締まりを行い、直ちに削除、遮蔽、リンクの切断、取引とサービスの終了などの必要な措置を取らなければならない。プラットフォームに出店する事業者の権利侵害行為又は違法行為を制止し、知的財産権権利者の合法的権利を守る。

第三十四条 自然人、法人と非法人組織は政府投資プロジェクト、政府調達と入札などを参加する時に、関連主管部門に他人の知的財産権の権利を侵害することが存在していない書面承諾を提出し、承諾を違反する責任を明確にしなければならない。

自然人、法人と非法人組織が書面契約の中で知的財産権のコンプライアンス承諾の内容と相応の違約責任を約束することを励ます。

第三十五条 知的財産権の具体的な管理部門が知的財産権紛争に対して行政裁決を行う前に、当事者の自発的な原則に基き、先に調停することができる。

人民調停、商事調停又はその他の調停機能を有する組織が法律に基づき知的財産権侵害紛争を調停することを支持する。

知的財産権侵害紛争が調停組織の調停を経て合意に達した場合、双方の当事者は管轄権のある人民法院に司法確認を申請することができる。

第三十六条 当事者が仲裁方式を用いて知的財産権紛争を解決することを励ます。中国市場に進出する可能性のある渡航貨物に対して知的財産権侵害の疑いがある場合、紛争関連当事者は臨時仲裁を約定することができる。

海南自由貿易港仲裁機構は知的財産権紛争仲裁の専門化の整備を強化し、知的財産権専門人材が幅広く仲裁活動に参加するよう招聘しなければならない。

海外の有名な仲裁機構及び紛争解決機構が海南自由貿易港で法律に基づき知的財産権紛争仲裁業務を展開することを支持する。海南自由貿易港仲裁機構と海外の有名な仲裁機構及び紛争解決機構が知的財産権紛争仲裁業務の協力を展開することを支持する。

第三十七条 公証機構の公証証明と公証サービス提供する方式の革新を奨励、支持する。電子署名、データ暗号化、ブロックチェーンなどの技術を通じて、知的財産権のイノベーション創出、運用流通、融資と信用保証、証拠保全、権利救済などの公証サービスを提供する。

海南自由貿易港に設立された渉外公証業務を取り扱うことができる公証機構は、海南自由貿易港の範囲内で知的財産権渉外公証業務を行い、執業区域の制限はない。

公証機関が異地区協力を展開することを励まし、異地区の知的財産権保護に公証サービスを提供する。

第三十八条 知的財産権関連のサービス組織及び有識者は、専門知識又はビッグデータ分析技術を使用して、知的財産権紛争の事実認定、法律根拠、処理結果と損害賠償額計算などに対して中立予判又は評価を行うことを励まし、当事者の紛争の迅速な解決に指導と参考を提供する。

第三十九条 知的財産権関連業界組織は自律を強化し、知的財産権業界のサービス基準と権利保護メカニズムを確立・完備し、知的財産権の具体的な管理部門と協力して行政法的執行活動を展開し、知的財産権紛争の処理と調停に協力し、会員の合法的な権利と利益を保護しなければならない。

第五章 運用とサービス

第四十条 省知的財産権主管部門は知的財産権総合サービスプラットフォームを構築し、知的財産権情報化、智能化建設を強化しなければならない。

知的財産権の具体的な管理部門は知的財産権総合サービスプラットフォームに活用、知的財産権サービスシステムを完備し、経済主体と一般民衆に知的財産権政策指導、検索と照会、権利保護支援などの公共サービスを提供しなければならない。

第四十一条 省知的財産権主管部門は特許ナビゲーション制度を確立しなければならない。発展と改革、科学技術、工業と情報化、ビジネスなどの関連部門は地域発展計画、重大産業計画、政府投資の重大経済科学技術プロジェクトに対して特許ナビゲーションを展開し、知的財産権リスクを防止しなければならない。

経済主体が特許ナビゲーションを運用することを奨励し、革新の促進の政策と決定の正確性と科学性を高める。

第四十二条 機構は法に基づいて在職期間革新的な創出の成果の知的財産権を処置できるように、関連成果の実施と運用を促進する。知的財産権を付与された機構は、株持ち、オプション、配当金などの財産権激励方式を採用し、成果創出の完成者に合理的に収益を分配することができる。

高等教育、科学研究機構などの機構の知的財産権プロジェクト管理制度を規範化し、完備させ、知的財産権移転、転化メカニズムを構築し、健全化する。専門化知的財産権移転、転化機構の設立を奨励し、知的財産権成果の実施と運用を促進する。

第四十三条 高等教育、科学研究機構、知的財産権サービス機構、業界組織と企業事業体などの団体は知的財産権連盟の設立を奨励し、支持する。知的財産権研究、交流合作、共同権利保護と運用協力を展開し、知的財産権資源の共有を実施し、知的財産権と産業発展の深い融合を推進する。

第四十四条 金融機関の知的財産権の担保融資、リース融資、信託などの金融サービスモデルの革

新し、知的財産権融資リスクの管理と担保財産の処分メカニズムを完備させ、多様な知的財産権融資モデルを構築することを支持する。

保険機構が海外に知的財産権権利侵害責任保険、特許権権利行使保険、特許権侵害被害損失保険などの保険業務を展開することを奨励し、支持する。

外貨管理部門は知的財産権の具体的な管理部門と協力し、越境知的財産権取引、投資融資業務に関する外貨の自由化、便利化政策を推進する。

第四十五条 海南自由貿易港内で知的財産権の譲渡、使用許可、技術開発及び関連技術コンサルティング、技術サービス等に従事して取得した収入は、法に基づいて税制優遇を与える。

第四十六条 海南国際知的財産権取引所の設立を推進し、知的財産権の譲渡、運用と課税政策などの面で制度革新を展開し、知的財産権証券化を規範的に模索し、知的財産権信用保証メカニズムを完備する。

第四十七条 知的財産権サービス業の集積発展を支持し、知的財産権ハイエンドサービス機構を導入する。条件の合う海南自由貿易港重点園区が必要に応じて総合的な知的財産権運営サービスプラットフォームを構築することが支持し、国際化、市場化、専門化の知的財産権サービス機構を育成する。

知的財産権評価サービス機構が異なる応用シーンに対する知的財産権評価ツールを開発することを奨励し、革新主体、経済主体の譲渡許可、投資融資などの需要を応じて、規範的で便利な知的財産権評価サービスを提供する。

第四十八条 海南自由貿易港は知的財産権の対外協力交流ルートを拡大し、世界知的財産権組織、国際植物新品種保護連盟などの国際組織との協力交流を強化する。「一帯一路」知的財産権の経済協力と発展を推進し、国際基準に沿った知的財産権保護体制を構築する。

民間組織が法に基づいて知的財産権保護の国際交流と合作を展開することを奨励し、支持する。

第六章 監督管理

第四十九条 県レベル以上の人民政府は法律、法規の規定に基づき、関連部門の権限範囲内で、知的財産権の特定の行政部門が主導し、観光と文化、公安、税関、および包括的な法執行などの関連部門に参加する共同法執行メカニズムを確立する。部門間および地域間の知的財産行政法執行の連携対応と調整体制を健全し、違法な手がかりの情報共有、判断基準の統一および処理結果の相互承認を実現する。

第五十条 権利者又は利害関係者が知的財産権の侵害行為を申しし、知的財産権の特定の管理部門

は、侵害事実の存在を証明する証拠を持ち、且つ適時に制止しなければ権利者又は利害関係者の合法的権利と利益が補填しにくい損害を受ける状況、権利者又は利害関係者が申請した場合、先に禁令を公布し、侵害の疑いのある者に直ちに侵害の疑い行為を停止させ、法律に基づき処理するよう命じることができる。

禁令を発令する前に、権利者または利害関係者に適切な保証を要求することができる。調査の結果、権利侵害行為が成立しない場合は、直ちに禁令を解除しなければならない。権利者又は利害関係者の申請に誤りがある場合、被申請者が関連行為を停止したことによる損失を賠償しなければならない。

権利侵害の疑いのある者が禁令に不服である場合、法に基づいて行政再議を申請したり、行政訴訟を提起したりすることができる。

第五十一条 知的財産権の具体的な管理部門又は人民法院が知的財産権侵害行為の成立の決定または判決を下した後、同一の侵害行為者が同一の知的財産権について再び同一のタイプの侵害行為を実施した場合、権利者または利害関係者の申立を経て、知的財産権の具体的な管理部門は調査した結果が事実である場合、権利侵害者に直ちに権利侵害行為を停止させ、法律に基づき処理するよう命じることができる。

第五十二条 知的財産権の具体的な管理部門は自然人、法人と非法人の知的財産権の信用喪失行為情報を集め、法律に基づき信用システムに記録、信用リスクの分類結果に基づいて差別化監督管理措置を実施しなければならない。

自然人、法人と非法人は以下の信用喪失行為の一つがあった場合、重大な信用喪失主体のリストに入れなければならない。

(一)他人の知的財産権を悪意に侵害し、犯罪を構成する場合。

(二)他人の知的財産権を悪意に侵害、或いは悪意のある非正常な特許出願、悪意のある商標登録出願に公共利益を損害した、悪質、情状が重く、社会に与える危害が大きく、主管部門に重い行政処罰を処理された。

(三)人民法院または行政機関が知的財産権侵害行為の成立の判決又は決定を下した後、履行能力があるの不履行、執行を回避する場合。

(四)法律、法規と国家の規定は知的財産権の重大な信用喪失主体のリストに入れなければならないその他の行為。

第五十三条 知的財産権の重大な信用喪失主体のリストに記録された信用喪失主体に対して、以下の懲戒措置を実施しなければならない。

(一)政府の投資項目を引き受け、政府の入札に参加することを禁止又は制限する。

- (二) 関連費用の減免、政府資金の扶助などの優遇政策を申請することを禁止又は制限する。
- (三) 知的財産権特許の優先審査、迅速な権利取得、迅速な権利保護を申請する資格を取り消す。
- (四) 政府知的財産権の表彰評価活動に参加する資格を取り消す。
- (五) 法律、法規と国家が規定したその他の懲戒措置。

第七章 法律責任

第五十四条 侵害者が知的財産権の侵害に対して罰金を課された、行政処分決定の発効日から5年以内に、侵害者は同類の違法行為を再犯する場合は、知的財産権の具体的な管理部門は関連法律、法規に規定された罰金の二倍の処罰を行うことができる。

第五十五条 申請者が悪意のある商標登録を申請した場合、申請者の所在地又は違法行為が発生した県レベル以上の知的財産権の具体的な管理部門は申請者に警告する。違法収入がある場合、違法金額の5倍の5万元以下の罰金を課し、違法収入がない場合は、3万元以下の罰金を課すことができる。

第五十六条 営業秘密を侵害する行為については、「中華人民共和国反不正競争法」の規定に基づいて処理するほか、知的財産権の具体的な管理部門は、侵害者に営業秘密を記載された図面、ソフトウェア又はその他の関連媒体の返還又は廃棄を命じる、又は当該営業秘密の継続の公開、他人に利用の許可することを禁じる。

権利侵害者が権利者の営業秘密を利用して生産した製品に対して、販売を実施していない場合、知的財産権の具体的な管理部門は権利侵害者に製品を廃棄することを監督しなければならない、但し権利者がその製品を購入する、又は権利者権が権利侵害者に製品販売を継続することを合意した場合を除く。

第五十七条 本条例第三十一条の規定に違反した場合、違法行為が県レベル以上地区で発生した場合は、知的財産権の具体的な管理部門が直ちに権利侵害行為を停止させ、権利侵害製品、地理的表示の専用標識を偽造する道具を没収、廃棄する。違法所得の売上金額が五万元以上の場合、売上金額の五倍以下の罰金を課す。違法所得の売上金額がない、又は違法所得の売上金額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を課すことができる。

地理的表示の侵害であることが知られていない製品の販売に関して、その製品が合法的に自分で入手したことを証明し、提供者を説明できる場合、知的財産権の具体的な管理部門は製品販売の停止を命じる。

第五十八条 展示会の主催者が本条例第三十二条第1項、第3項の規定を違反、管理義務を不履行、

違法行為が県レベル地域で発生した場合は、知的財産権主管部門は主催者に訂正を命じ、3万元以上10万元以下の罰金を課することができる。

第五十九条 権利侵害の疑いのある人が本条例第五十条第1項の規定に違反、権利侵害の疑いのある行為を停止する禁令執行を拒否、且つ権利侵害を構成すると認定された場合、禁令を公布した知的財産権の具体的な管理部門は関連法律、法規に規定された当該処罰金額の2倍の処罰を行うことができる。

第六十条 法律、法規に別途規定がある場合を除く、知的財産権侵害行為の違法販売金額は、以下の方法で計算する。

(一) 権利侵害製品がすでに販売されている場合、実際の販売価格に基づいて計算する。

(二) 権利侵害製品がまだ販売されていない場合、すでに販売されている同類製品の実際の販売価格又は表示する価格の高い方で計算を行う。

(三) 実際の販売価格又は表示する価格がない場合、或いは表示する価格が明らかに製品の実際価値と相異の場合、権利侵害製品と同じ或いは類似の同類製品の市場中間価格で計算する。

(四) 権利侵害製品が海外のみを販売する場合、オフショア価格に基づいて計算する。オフショア価格を明らかにできない場合、同類合格製品の海外市場の販売中間価格又は国内市場の販売中間価格を参考に計算する。

(五) 権利侵害行為は数回に発生した、行政処理を執行していない場合、違法所得売上金額は累計で計算しなければならない。

(六) 違法所得売上金額は、法律に基づき納付した税金を控除する、但し権利侵害行為を実施するにかかわる合法的なコストの支出を控除しない。

(七) 法律、法規に規定されたその他、権利侵害製品の価格を合理的に計算できる方法。

第六十一条 本条例の規定に違反、本条例が処罰を明記していない、法律、法規に別途処罰規定がある場合は、その規定に従う。

本条例に規定された行為に違反、法律に基づき市、県、自治県の総合行政法執行機構が処罰を実施する場合は、その規定に従う。

省の特許に関する法執行部門は、必要に応じて、法執行条件を有する市、県、自治県の総合行政法執行機構に特許に関する行政処罰の実施を委託することができる。

第八章 付則

第六十二条 本条例は2022年1月1日から施行する。

出所：2021年12月3日付け海南省人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で
日本語仮訳を作成

<https://www.hainan.gov.cn/hainan/zmghnwj/202112/612a327bad884d2584581bef875b315b.sht>

ml